

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年5月13日

横浜市契約事務受任者
健康福祉局長 佐藤 広毅

1 契約の概要

(1) 新型コロナウイルス感染症対策にかかる抗原検査キットの配送について

(2) 履行内容

市内の高齢者・障害者施設等への抗原検査キットの配送

2 履行（納品）場所

市内高齢者・障害者施設等

3 契約日

令和4年2月14日

4 履行期限

令和4年2月14日～令和4年3月31日

5 契約金額

28,057,485円

6 契約の相手方（名称及び所在）

日本通運株式会社 横浜支店

支店長 東 順治

横浜市中区尾上町5丁目78番地 オーク関内ビル

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

新型コロナウイルスに係る濃厚接触者の待機期間について、厚生労働省から、社会機能維持者の方について、抗原検査キットを用いた検査で陰性確認ができた場合、待機期間を短縮できる取扱いが示されたことに基づき、短期間で早急に抗原検査キットを市

内の高齢者・障害者施設等へ配送する必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

本市で購入した抗原検査キットの納入場所が当該事業者の倉庫に指定されていること、短期間で早急に当該業務を実施するため、他の事業者を選定し、抗原検査キットを別の保管場所に移送させる等の猶予がない状況であることから、選定しました。

9 所管課

健康福祉局高齢健康福祉部介護事業指導課